**【構造が専ら身体に障がいがある方の利用に供するための車両の減免について】**

自動車車検証の車の形状欄に車いす移動車等と表記されている軽自動車や構造上、身体障がい者等が利用することが明確である軽自動車は減免申請を受理いたします。

減免申請には次のものを申請期限までに税制課窓口までお持ちいただくか、郵送してください(申請期限必着)。

* + 軽自動車税(種別割)減免申請書(ダウンロード参照)

また、申請書は税制課でも配布します(白紙のもの)。

特定個人番号(マイナンバー)を記入してください。

**申請内容確認の為、連絡をさせていただく場合がありますので、申請書には必ず電話番号の記載をお願いします。**

* + 軽自動車税(種別割)納税通知書　（納税前のもの）

市役所から、軽自動車税(種別割)納税通知書が届く前に申請する場合は、必要ありませ

ん。

ただし、納税通知書が市役所から送付された後は、必ずお持ちください。

なお申請後、市役所から軽自動車税(種別割)納税通知書が届いてしまった場合も必ず提

出をお願いします。

また、申請期限１週間前までに納税通知書が届かなかった場合は、必ずご連絡ください。

* + 自動車検査証のコピー

　　　　　　　電子車検証の交付を受けている場合は、交付時に発行される「自動車検査証記録事項」のコピー、または車検証閲覧アプリを使用し、紙に印刷したものをご提出ください。

* + 「その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車」の場合は仕様書や写真で構造・車両番号の確認のできるもの。
  + 納税義務者のマイナンバーカードまたは、個人番号通知カード
  + 申請者の身分証明書(運転免許証等)
    - * 申請書に電話番号の記入を必ずお願いします。書類の不備等見つかり次第連絡をさせていただくため、ご協力お願いします。
      * 郵送で申請の場合は、申請書・軽自動車税(種別割)納税通知書は、必ず原本で、それ以外の必要な書類はコピーをお送りください。